平成27年9月30日

1

無调月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外(3)

目

次

規 則

○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 1

規 則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則 を次のように定め、公布する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第56号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改 正する規則

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行規則(昭和39年富山県規則 第49号)の一部を次のように改正する。

第2条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(過疎地域及び認定産業振興 促進計画に記載された計画区域内における課税標準額の計算)」を付し、同条に次 の1項を加える。

3 第1項の固定資産の価額及び従業者の数並びに前項の鉄軌道事業以外の事業に係る部分の所得の算定については、地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

第3条を次のように改める。

(地方活力向上地域内における課税標準額の計算)

第3条 条例第4条の2第1項第1号の当該減価償却資産に係るものとして規則で

定めるところにより計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各 号に定める算式によつて計算した額とする。

(1) 電気供給業、ガス供給業又は倉庫業の場合

県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業 年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した減価償 却資産に係る固定資産の価額/当該減価償却資産を新設し、又は増設した者が 県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額)

(2) 鉄軌道事業の場合

県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業 年度又は当該年に係る所得金額×(当該新設し、又は増設した軌道のうち減価 償却資産に係る軌道の延長キロメートル数/当該軌道を新設し、又は増設した 者が県内に有する軌道の延長キロメートル数)

(3) 前2号以外の場合

県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業 年度又は当該年に係る所得又は収入金額×(当該新設し、又は増設した減価償 却資産に係る従業者の数/当該減価償却資産を新設し、又は増設した者が県内 に有する事務所又は事業所の従業者の数)

2 前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

第6条第1項中「第4条第1項」の次に「若しくは第4条の2第1項」を加える。 第1号様式の2の次に次の1様式を加える。

第1号様式の3 (第4条関係)

			人事業	税不均	一課稅	1 申出書			
			<i>/ \ -</i>		H/N D		年	月	日
	富山県総合県税	事務所長	殿						
				=== +=	- 니내				
				所 在法 人					
				代表者	氏名				印
	過疎地域等にお	おける県税	の特別	措置に	関する	条例第	5条の規定	こにより)、次の
	おり地方活力向								
し 	出ます。								
		п	→ · · · >	F	П		3	- th //	×
争	業年度年	月	目から	年	月	Ħ	まで確定申	告・個	》 止甲台
沒書				年	月		日提出		
F	12中古書							不均-	一課税に
1.	.	^		1434無%	不均一	一課税に	不均一課税	1- 10 V	載額され
12	₹	分	本 界	税標準	係る課	税標準	前の税率	2×3	$\times \frac{90}{100}$
	Т			1		2	(3		4
	年 400万円以下	での金額		千円		千円			円
	- '^^=m++	(ア)	()	()	100	()
	年 400万円を超 万円以下の金額								
所	法人の年 400万 る金額						$\overline{100}$		
得金		(1)	()	()		()
亚額	年 800万円を超 又は軽減税率不								
	の金額			`		,	100		\
	合	<u>(ウ)</u> 計	()	()		()
	(ア) + (イ)		()	())
		()	\	,	\)			
1	入 金	差 額					$\overline{100}$		
		(オ)	()	()	100	()

備考

- 1 この申出書は、法人事業税の確定申告書又は修正申告書に添付して1通提出すること。
- 2 この申出書は、第1号様式の申出書の備考に準じて記載すること。
- 3 添付書類
 - (1) 減価償却資産に関する明細書(第1号様式付表1に準じて作成すること。)
 - (2) 新設又は増設した減価償却資産の取得価額等に関する明細書(第1号 様式付表2に準じて作成すること。)
 - (3) 不均一課税に係る課税標準に関する明細書(第1号様式付表3に準じて作成すること。)
 - (4) 不均一課税の適用率に関する明細書 (第1号様式付表4に準じて作成すること。)
 - (5) 条例第4条の2第2項に規定する取得価額の要件判定の基礎となる減 価償却資産及び不均一課税の適用率算定の基礎となる従業者の配置を明 示した事務所又は事業所全体の平面見取図
 - (6) 前記(5)の減価償却資産の取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明らかにする書類(法人税法施行規則別表16の写し等)
 - (7) 地域再生法(平成17年法律第24号)第17条の2第4項に規定する認定 地方活力向上地域特定業務施設整備計画に係る申請書類及び知事の認定 書の写し
 - (8) その他必要な証明書類

第2号様式の3の次に次の1様式を加える。

第2号様式の4 (第4条関係)

個人事業税不均一課税申出書									
							年	月	日
富山県	総合県税事	務所長	殿						
				住 氏		所 名			印
過疎地域等における県税の特別措置に関する条例第5条の規定により、次のとおり地方活力向上地域内における個人事業税の不均一課税を受けることを申し出ます。									
課税年度	:	年度	所得税∅	つ青色申告書		年	月		日提出
本県認	果税標準	減価償却資産の番号		不均一課税に る課税標準				一課税に	
	千円	1	2	1 1×2	- 円 ③				円
		2	4	①×④	5				
		~~~	 		<b>~</b>	100			
	①	合計		3+5+…	(a)	(b)		a × b	$\times \frac{90}{100}$

## 備考

- 1 この申出書は、個人事業税の申告書に添付して1通提出すること。
- 2 この申出書は、第2号様式の申出書の備考に準じて記載すること。
- 3 添付書類
  - (1) 減価償却資産に関する明細書(第1号様式付表1に準じて作成するこ と。)

- (2) 新設又は増設した減価償却資産の取得価額等に関する明細書(第1号 様式付表2に準じて作成すること。)
- (3) 不均一課税の適用率に関する明細書(第1号様式付表4に準じて作成 すること。)
- (4) 条例第4条の2第2項に規定する取得価額の要件判定の基礎となる減 価償却資産及び不均一課税の適用率算定の基礎となる従業者の配置を明 示した事務所又は事業所全体の平面見取図
- (5) 前記(4)の減価償却資産の取得価額、耐用年数、特別償却の有無等を明 らかにする書類
- (6) 地域再生法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業 務施設整備計画に係る申請書類及び知事の認定書の写し
- (7) その他必要な証明書類

第3号様式中

8

工場用 (等) の 建物、情報通信 技術利用事業の 用に供する建物 又は旅館業用の 建物 工場用 (等) の 建物、情報通信 技術利用事建物、 用に供すの建物 旅館業用の建物 又は特定業供施 設の用に供す産 設の間に供資産 ある建物

に改め、同様式備考2(1)

イの次に次のように加える。

ウ 地方活力向上地域内にあつては、当該減価償却資産である建物及び その敷地である土地

第3号様式備考2(2)中「又は第4条第3項」を「、第4条第3項又は第4条の2 第2項」に改め、「した」の次に「事務所又は」を加え、同様式備考2(6)を同様式 備考2(7)とし、同様式備考2(5)の次に次のように加える。

(6) 地方活力向上地域内における不均一課税の場合にあつては、地域再生 法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備 計画に係る申請書類及び知事の認定書の写し

第4号様式備考2(1)イの次に次のように加える。

ウ 地方活力向上地域内にあつては、当該減価償却資産である建物及び その敷地である土地

第4号様式備考2(2)中「又は第4条第3項」を「、第4条第3項又は第4条の2 第2項」に改め、「した」の次に「事務所又は」を加え、同様式備考2(6)を同様式 備考2(7)とし、同様式備考2(5)の次に次のように加える。

(6) 地方活力向上地域内における不均一課税の場合にあつては、地域再生 法第17条の2第4項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備 計画に係る申請書類及び知事の認定書の写し

第5号様式(2)の次に次の1様式を加える。

#### 第5号様式(3) (第6条関係)

第 号 年 月 日

所在地 法人名 代表者氏名

様

富山県総合県税事務所長 回

#### 法人事業税不均一課税通知書

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の規定により、次のとおり地 方活力向上地域内における不均一課税を行つたので通知します。

事業年度						申告 区分	
	区	分	課税標準(円)	減価償却資産に係る課税標準(円	税率(%)	税	額(円)
	年 40	0万円以					
	下の会	_					
		1		海	域額税額		
		0万円超					
		0万円以					
所	下の会			海	域額税額		
得		0万円超					
金		- '			h der ext der		
額		3		海	<b>找額税額</b>		
		計					
	(I)+	2+3			the Mart		
	dent X for	(4)		<b></b>	<b>找額税額</b>		
		说率不適					
	用法ノ	人の金額		- S-	**************************************		
		(5)		76	<b>対額税額</b>		
	ıl <del>.,</del> ∃	人士					
	収入	.金額 ⑥		Vie	【 域額税額		
НΠ	) ァ 沁出: 佐						
既に減額の確定した当期分の税額 ⑦							
この通知により減額する税額							
④-⑦又は⑤-⑦							

#### 備考

- 1 この処分について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日 から起算して60日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができ ます。ただし、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、 当該審査請求をすることができません。
- 2 1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該裁決の送達を受けた 日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として(訴訟において 富山県を代表する者は、富山県知事となります。)、この処分の取消しの 訴えを提起することができます。ただし、次のいずれかに該当するときは、 当該裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) この処分、この処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の過疎地域等における県税の特別措置に関する条例施行 規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することがで きる。

(税 務 課)

12

平成27年9月30日印刷発行

発 行 富